

# 異議申立書

平成28年11月17日

豊橋市長 佐原 光一 様

異議申立人 寺本 泰之

下記のとおり異議申立する。

## 記

### 1、異議申立人の住所、氏名及び年齢

省略

### 2、異議申立に係る決定

平成28年10月11日付でなされた異議申立人に対する公文書一部公開決定通知書(28豊契第131号)(事実証明書1)

### 3、異議申立に係る決定があったことを知った年月日

平成28年11月2日

### 4、異議申立の趣旨

公開しないこととした部分(資料1の4ページの黒塗り部分、資料2の7ページの黒塗り部分、資料3の10ページの黒塗り部分、資料4の11, 12, 13, 14, 15ページの黒塗り部分、資料5の17ページの黒塗り部分)の非公開処分を取り消すとの決定を求める。

### 5、異議申立の理由

- ① 申立人は、平成28年10月11日付で「工事に伴う委託業務の入札」の失格判断基準が、予定価格1,000万円以上が平成28年度から予定価格500万円以上に変更された根拠の分かる資料の一切を情報公開請求(以下、本件公開請求という。)した。工事に伴う委託業務の入札で失格判断基準導入が500万円以上に改変されたのは平成28年度であり、公開請求を行った時点で既に実施されていた。
- ② 本件公開請求に対して実施機関である豊橋市長(以下「実施機関」という。)は、平成28年10月25日付の決定(28豊契第131号)において豊橋市情報公開条例(以下、

本条例という。)第6条第1項第7号を理由に4、に述べる部分を非公開とした。

③本条例第6条第1項第7号には

「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

と規定し、さらに「おそれ」について

「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

ただし、本条例第6条第1項第7号でいう「おそれ」について、本条例が豊橋市民の知る権利を保障していることから、この趣旨を踏まえるならば極めて慎重に解釈すべきである。「おそれ」の判断には単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するべきであり、最高裁判所の判断などでは、表現の自由などを制約する原理として「明白かつ現在の危険の存在」を採用している。拡大解釈は住民の知る権利を否定するものである。

④ ③を踏まえれば、本件公開請求した議事録は既に本件事業が決定され実施に至った文書である。それでもなお具体的な「明白かつ現在の危険の存在」を提示しないままの非公開は住民の知る権利を否定するものである。

以下ア～ウで実施機関があげた公開しないこととした部分について、それらが本条例第6条第1項第7号に該当しないことを述べる。

ア、実施機関が公開しないこととした部分「改正理由及び考え方に関する部分」について、本件公開請求に関して非公開決定がされた時点で、本件事業は既に改変され実施に至っている。また、公にされた情報でもある。本件の事業は決定されて意思形成が完了した後に公開されているので意思形成に支障が生ずるということとはできない。「おそれ」についても個別的具体的に述べられてはならず、一

一般的かつ抽象的な主張に過ぎない。本件非公開は本条例第6条1項第7号を不当に拡大解釈している。

イ、実施機関が公開しないこととした部分「業者等への聞き取り調査の結果に関する部分」について、申立人は業者の個人名の公開を求めているのではない。実施機関が、非公開理由とする「業者の意見を公開すれば、業者が率直な意見を言わなくなる」ということは、逆に住民に聞かれては困ることを聞きとりで話しているのかと考えざるを得ない。例えば、業界からの要望による失格価格の引き上げは一律高額落札になることから、業界による利益供与ではないのかと住民は疑念をもち、実施機関と業者の関係に不透明性を持つことになる。また本件公開請求の事業に関する「おそれ」については個別的具体的に述べられてはならず、一般的かつ抽象的な主張に過ぎない。本件非公開は本条例第6条1項第7号を不当に拡大解釈している。

ただし実施機関は、申立人が平成25年6月11日付で行った本件同様の低入札価格調査資料の公開請求については、業者名も含めて業者の意見と市担当職員の見解の聞き取り内容を公開している。(事実証明書2:25豊契第69号)

実施機関の整合性のない、不公平な対応は住民の知る権利を蔑ろにしており問題である。

ウ、実施機関が公開しないこととした部分「関係部署や幹事会の意見等に関する部分」については、まず関係部署や幹事会の委員は公人として意見を述べている、ということ認識すべきである。また入札制度の改変であるから、いかなる検討、議論を経て実施に至ったかは住民に対して説明責任がある。議事録等には各委員の私的な発言が記載されているわけではないし、私的な発言や不規則発言は記載されるべき性格のものではない。したがってここに述べられた意見等はすべて公開すべきである。

ここでも「おそれ」については個別的具体的に述べられてはならず、一般的かつ抽象的な主張に過ぎない。本件非公開は本条例第6条1項第7号を不当に拡大解釈している。

- ⑤ 「公文書の非公開決定がされた時点において、公表することが本来予定されているものであることなど判示の事情の下においては、6条1項7号所定の非公開情報である『公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報』が記録されている公文書に当たらない」とする最高裁判決がある。(事実証明書3:事件番号平成13(行ヒ)9 東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件最高裁判決文)

⑥以上①～⑤から本件非公開とした黒塗り部分は本条例第6条第1項第7号に該当しない。非公開決定は本条例に違反しているため公開すべきである。

⑦異議申立の、より詳細な理由は追って述べる。

#### 6、実施機関(処分庁)の教示

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊橋市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示を受けた。

#### 添付書面

事実証明書1:公文書一部公開決定通知書(28豊契第131号)

事実証明書2:25豊契第69号

事実証明書3:事件番号平成13(行ヒ)9)東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件最高裁判決文)